

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	閉込(SA)00-02 <u>R 2</u>
提出年月日	<u>令和4年7月13日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（閉込(SA)）

(MO X燃料加工施設)

## 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 33 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 閉込(SA)00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(閉込(SA))】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	7/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	7/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	7/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	7/13	0	※本別紙は追而とする。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

### 第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（共通項目））（1 / 3）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）</p> <p>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備 閉共①</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備 閉共②</p> <div data-bbox="181 1163 507 1423" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「核燃料物質等」については事業許可基準規則及び技術基準規則に基づく用語として「等」のままとした。（以下同じ）</p> </div>	<p>第1章 共通項目</p> <p>4. 閉じ込める機能</p> <p>4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備</p> <p>露出したMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）には、重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。閉共①-1，閉共②-1</p> <p>MOX燃料加工施設には、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するため、核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するとともに、核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。閉共①-2，閉共②-2</p> <p>閉じ込める機能の喪失に対処するための設備は、代替火災感知設備、代替消火設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成する。閉共①-3，閉共②-3</p> <div data-bbox="587 1423 943 1577" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化</p> </div>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造</p> <p>（2）重大事故等対処施設（加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は（1）安全機能を有する施設に記載）</p> <p>④ 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備</p> <p><u>重大事故の発生を仮定するグローブボックスには、重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。閉共①-1，閉共②-1</u></p> <p>MOX燃料加工施設には、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するため、核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するとともに、核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。閉共①-2，閉共②-2</p> <p>閉じ込める機能の喪失に対処するための設備は、代替火災感知設備、代替消火設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成する。閉共①-3，閉共②-3</p>	<p>⑧ 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備</p> <p>（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）</p> <p>第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備（解釈）</p> <p>1 第1号に規定する「核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備」とは、例えば、飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための設備や、核燃料物質を回収するためのサイクロン集塵機等をいう。</p> <p>2 1号に規定する「設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>3 第2号に規定する「核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備」とは、例えば、換気設備の代替となる高性能エアフィルタ付き局所排気設備等をいう。</p> <p>4 第2号に規定する「設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。①</p> <p>第一号について</p> <p>核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。①</p>	<p>閉共①-1，閉共②-1 （P.2から）</p>	<p>備考</p>

**【凡例】**

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

□：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（共通項目））（2 / 3）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="201 1165 498 1360">【「等」の解説】 「サイクロン集塵機等」とは核燃料物質を回収するための設備の例示として示した記載であることから、許可の記載を用いた。</p> <p data-bbox="201 1627 498 1852">【「等」の解説】 MOX 粉末の舞い上がりが生じない資機材として、ウエス、ビニルバッグ、テープといった一般的な物を示す記載として「等」のままとした。</p>	<p data-bbox="557 304 1023 688">重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を速やかに確認するとともに、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を速やかに消火するために必要な重大事故等対処設備として、代替火災感知設備及び代替消火設備を設ける設計とする。閉共①-4</p> <p data-bbox="557 821 1023 1304">重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内において火災が発生及び継続した場合、火災の影響を受けた MOX 粉末がグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行し、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備が外部への放出経路となり得ることから、速やかに放出経路を遮断するために必要な重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。閉共①-5</p> <p data-bbox="557 1339 1023 1753">核燃料物質等の回収については、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認した後に実施するものとし、回収作業時の MOX 粉末の舞い上がりを考慮してサイクロン集塵機等の設備は用いず、ウエス等の資機材により MOX 粉末を回収することから、核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備は設けない。ただし、回収作業に着手する判断として、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。閉共①-6</p>		<p data-bbox="1558 304 2024 787"><u>露出したMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）【閉共①-1、閉共②-1】に係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を速やかに確認するとともに、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を速やかに消火するために必要な重大事故等対処設備として、代替火災感知設備及び代替消火設備を設ける設計とする。閉共①-4</u></p> <p data-bbox="1558 821 2024 1304"><u>重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内において火災が発生及び継続した場合、火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行し、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備が外部への放出経路となり得ることから、速やかに放出経路を遮断するために必要な重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。閉共①-5</u></p> <p data-bbox="1558 1339 2024 1753"><u>核燃料物質等の回収については、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に実施するものとし、回収作業時のMOX粉末の舞い上がりを考慮してサイクロン集塵機等の設備は用いず、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備は設けない。ただし、回収作業に着手する判断として、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。閉共①-6</u></p>		<p data-bbox="2555 401 2801 464">閉共①-1, 閉共②-1 (P.1～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（共通項目））（3 / 3）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="181 386 516 674" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【「等」の解説】 復旧する機器として代表的なものを記載したのみであり、全ての復旧対象・復旧手順を示すのは煩雑となるため、「等」のままとする。</p> </div> <div data-bbox="181 848 516 1276" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 「可搬型排風機付フィルタユニット等」は代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備の総称として示した記載であり、第2章 個別項目にて明確化することから、当該箇所では「等」のままとした。</p> </div>	<p>核燃料物質等を閉じ込める機能の回復は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット等をグローブボックス排気設備に接続し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保する。これらの可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。閉共②-4</p>		<p>第二号について 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。◇</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の回復は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット等をグローブボックス排気設備に接続し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保する。これらの可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。閉共②-4</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（1 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 文章の適正化（主語の追記）</p> <p>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備 閉外①，閉工①</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備 閉グ①</p> <p>（閉外②から⑦，閉グ②から⑦，閉工②から⑥は技術基準規則第三十条への適合方針）</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.2 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 外部放出抑制設備</p> <p>MOX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。閉外①-1</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 設工認において外部放出抑制設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> <p><b>【凡例】</b> 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由    🟡：許可からの変更点等</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。閉外①-2</p>	<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>① 概要</p> <p>b. 重大事故等対処設備</p> <p>(a) 外部放出抑制設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。閉外①-1</p> <p><b>【「等」の解説】</b> 「核燃料物質等」については事業許可基準規則及び技術基準規則に基づく用語として「等」のままとした。（以下同じ）</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。閉外①-2</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線（以下「受電開閉設備等」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。②</p>	<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(2) 重大事故等対処施設</p> <p>① 外部放出抑制設備</p> <p>a. 概要</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。④</p> <p>b. 系統構成及び主要設備</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行し、移行したMOX粉末がグローブボックス排気設備及び工程室排気設備を経由して外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な設備として、外部放出抑制設備を設ける。閉外①-1</p> <p>(a) 系統構成</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備及び所内電源設備の一部を使用する。④</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。④</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。②</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（2 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 設工認において設備の設計として対応することを明確にするため、設計目的を追記した。</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックスから外部への MOX 粉末の放出経路を遮断する設計とする。</u>閉外①-3</p> <p>外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。閉外①-4</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。閉外①-5</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス（第1表）①</u>を常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉外①-3</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に示す。②</p> <p>外部放出抑制設備は、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。</u>閉外①-4</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、<u>放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。</u>閉外①-5</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（添5第31表(2)）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①、④</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3)②d. 系統構成」に示す。②</p> <p>(b) 主要設備 外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。④</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（3 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 対策を明確に記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】 可搬型ダンパ出口風速計の接続箇所が明確となるよう記載を変更した。</p>	<p>上記のダンパの閉止が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。閉外①-6</p> <p>また、上記のダンパの閉止によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。閉外①-7</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。閉外①-8</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。閉外①-9</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。閉外①-10</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風</p>	<p>上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。閉外①-6</p> <p>また、上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。閉外①-7</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。閉外①-8</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。閉外①-9</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。閉外①-10</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風</p>	<p>上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。④</p> <p>また、上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。④</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。④</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。④</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。④</p> <p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。⑤</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。④</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設</p>	<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが、MOX燃料加工施設と発電炉にて計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p> <p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイプスの監視、水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、MOX燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同じであるが、MOX燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（4 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 記載の適正化（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。（以下同じ）</p>	<p>機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。閉外②-1</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。閉外②-2</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③-1</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③-2</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉外④-1</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉外④-2</p>	<p>機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。閉外②-1</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。閉外②-2</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③-1</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③-2</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、計予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。閉外④-1</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉外④-2</p>	<p>置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保する設計とする。④</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。⑤</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ. (ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。⑤</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。④, ④</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（5 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 表現の統一化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 対処に用いる際の状況を明確に記載（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 風（台風）等の詳細は、「8.2 重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本設計方針では記載しない。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 30条（重大事故等対処設備）の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。（以下同じ）</p>	<p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-1</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-2</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-3</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-4</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。</u> 閉外⑤-5</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-6</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮</p>	<p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-1</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-2</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-3</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-4</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</u> 閉外⑤-5</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、<u>内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-6</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮</p>	<p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。⑤</p> <p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u> ④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u> ④</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u> ④</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。④また、<u>上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u> 閉外⑤-9</p>		<p>閉外⑤-9 (P.6へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（6 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化</p> <p>【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」が指す具体的な内容には、全送排風機の停止や全工程の停止及び火災源を有する機器の動力電源の遮断の状態確認(又は、停止等の操作)も含んでおり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p>	<p>し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-7</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 閉外⑤-8</p> <p>また、<u>重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</u> 閉外⑤-9</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。 閉外⑤-10</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計するとともに、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 閉外⑤-11</p>	<p>し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-7</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、<u>溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u> 閉外⑤-8</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。</u> 閉外⑤-10</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計するとともに、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u> 閉外⑤-11</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、<u>風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</u>④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、<u>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。</u>④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計するとともに、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u>④</p>	<p>閉外⑤-9 (P.5から)</p>	<p></p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（7 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                      詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉外⑥</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉外⑦-1</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦-2</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉外⑥</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉外⑦-1</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦-2</p>	<p>(e) 操作性の確保                      基本方針については、「イ.                      (ハ)(1)④a. 操作性の確保」に示す。                      ⑤                      外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。④</p> <p>d. 主要設備の仕様                      外部放出抑制設備の主要設備を添5第31表(1)に、外部放出抑制設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第31表(3)に、外部放出抑制設備の系統概要図を添5第39図(1)、添5第39図(2)、添5第40図(1)及び添5第40図(2)に示す。①、③                      外部放出抑制設備の機器配置概要図を添5第44図(1)及び添5第44図(2)に示す。③                      また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第34表に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を添5第43図に示す。①、③</p> <p>e. 試験・検査                      基本方針については、「イ.                      (ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。                      ⑤                      外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。④                      外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（8 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                      詳細な点検・検査の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦-3</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。閉外⑦-4</p>	<p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦-3</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。閉外⑦-4</p>	<p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。④</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。④</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（9 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 文章の適正化（主語の追記）</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p>	<p>(2) 代替グローブボックス排気設備</p> <p>MOX 燃料加工施設は、核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内の MOX 粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。閉グ①-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。閉グ①-2</p>	<p>(b) 代替グローブボックス排気設備</p> <p>核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内の MOX 粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。閉グ①-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。閉グ①-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。②</p>	<p>② 代替グローブボックス排気設備</p> <p>a. 概要 核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内の MOX 粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。④</p> <p>b. 系統構成及び主要設備 核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することでグローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室内の MOX 粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける。閉グ①-1</p> <p>(a) 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備、代替モニタリング設備の一部、代替試料分析関係設備の一部、代替電源設備の一部及び補機駆動用燃料補給設備の一部を使用する。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（10 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 設工認において設備の設計として対応することを明確にするため、設計目的を追記した。</p> <p>【「等」の解説】 復旧する機器として代表的なものを記載したのみであり、全ての復旧対象・復旧手順を示すのは煩雑となるため、「等」のままとする。</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保する設計とする。</u>閉グ①-3</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。閉グ①-4</p>	<p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替試料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。②</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、<u>グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス</u>（第1表）①を常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉グ①-3</p> <p>代替モニタリング設備については「へ. (ロ)(1) 放射線監視設備」に、代替試料分析関係設備については「へ. (ロ)(2) 試料分析関係設備」に、代替電源設備については「ト. (イ)(3) 所内電源設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。②</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。閉グ①-4</p>	<p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替試料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。②</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（添5第32表(2)）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①、④</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備については「へ. (ロ)(4)① 系統構成」に、代替電源設備については「ト. (イ)(3)②d. 系統構成」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4)④ 系統構成」に示す。②</p> <p>(b) 主要設備 代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（11 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 文章の適正化</p> <p>【許可からの変更点等】 他条文との記載の横並びのため。</p>	<p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。閉グ①-5</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動する設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。閉グ②</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-1</p>	<p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。閉グ①-5</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な②設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。閉グ②</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-1</p>	<p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。③、④</p> <p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。⑤</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。④</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。⑤</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（12 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 495 528 779">【「等」の解説】 「固縛等の措置」が指す内容は保管状況によって異なり、個々の内容は添付書類に示すため、基本設計方針では「等」のままとした。 (以下同じ)</p> <p data-bbox="181 1188 528 1325">【許可からの変更点等】 文章の適正化</p>	<p data-bbox="552 306 1026 464">屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-2</p> <p data-bbox="552 495 1026 653">代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-3</p> <p data-bbox="552 884 1026 1241">代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX 粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉グ④-1</p> <p data-bbox="552 1304 1026 1493">また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉グ④-2</p> <p data-bbox="552 1556 1026 1724">代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉グ④-3</p>	<p data-bbox="1056 306 1531 464">屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-2</p> <p data-bbox="1056 884 1531 1241">代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX 粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、<u>1</u> 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上<u>1</u>を確保する。閉グ④-1</p> <p data-bbox="1056 1304 1531 1514">また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットは、保有数は、必要数として1台、<u>1</u> 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップ2台の合計3台以上<u>1</u>を確保する。閉グ④-2</p> <p data-bbox="1056 1556 1531 1703">代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉グ④-3</p>	<p data-bbox="1555 306 2030 464">屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p data-bbox="1555 516 2030 663">代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③-3</p> <p data-bbox="1555 737 2030 842">(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ、(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。⑤</p> <p data-bbox="1555 884 2030 1241">代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX 粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。①、④</p> <p data-bbox="1555 1304 2030 1514">また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップ2台の合計3台以上を確保する。①、④</p> <p data-bbox="1555 1556 2030 1682">代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（13 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「コンテナ等」が指す保管方法の内容、「転倒防止、固縛等」が指す保管方法に応じた措置の内容については添付書類に示すため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.2.2. 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-2</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-3</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。閉グ⑤-4</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。閉グ⑤-5</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「ロ. (ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-2</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤-3</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。閉グ⑤-4</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。閉グ⑤-5</p>	<p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（14 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-6</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-7</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-8</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンプの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。閉グ⑤-9</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉グ⑤-10</p>	<p><u>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-6</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-7</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>閉グ⑤-8</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンプの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。閉グ⑤-9</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉グ⑤-10</p>	<p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>④</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンプの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（15 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                      詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉グ⑥-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。閉グ⑥-2</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉グ⑥-3</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉グ⑦-1</p>	<p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉グ⑥-1</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。閉グ⑥-2</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉グ⑥-3</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉グ⑦-1</p>	<p>(e) 操作性の確保                      基本方針については、「イ. (ハ)(1)④a. 操作性の確保」に示す。                      ⑤                      代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。④</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。                      ④                      代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。④</p> <p>d. 主要設備の仕様                      代替グローブボックス排気設備の主要設備を添5第32表(1)に、代替グローブボックス排気設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第32表(3)から添5第32表(5)に、代替グローブボックス排気設備の系統概要図を添5第41図(1)及び添5第41図(2)に示す。①、③                      代替グローブボックス排気設備の機器配置概要図を添5第44図(1)及び添5第44図(2)に示す。③</p> <p>e. 試験・検査                      基本方針については、「イ. (ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。                      ⑤                      代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（16 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 443 519 787">【「等」の解説】                      詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p> <p data-bbox="192 926 519 1192">【許可からの変更点等】                      許可記載の「分解点検等」の意味は「保修等」に包含されるため、他設備との統一を考慮し、「保修等」とした。</p>	<p data-bbox="557 302 1020 527">代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉グ⑦-2</p> <p data-bbox="557 562 1020 787">代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保修等</u>が可能な設計とする。閉グ⑦-3</p> <p data-bbox="557 856 1020 1045">可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。閉グ⑦-4</p>	<p data-bbox="1053 302 1516 527"><u>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉グ⑦-2</u></p> <p data-bbox="1053 562 1516 787">代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、<u>外観点検、員数確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等</u>が可能な設計とする。閉グ⑦-3</p> <p data-bbox="1053 856 1516 1045">可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。閉グ⑦-4</u></p>	<p data-bbox="1549 302 2012 527">代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。◇④</p> <p data-bbox="1549 562 2012 808">代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>分解点検等</u>が可能な設計とする。◇④</p> <p data-bbox="1549 856 2012 1045">可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。◇④</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（17 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 文章の適正化（主語の追記）</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において工程室放射線計測設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> <p>【「等」の解説】 MOX 粉末の舞い上がりが生じない資機材として、ウエス、ビニルバッグ、テープといった一般的な物を示す記載として「等」のままとした。</p>	<p>(3) 工程室放射線計測設備</p> <p>MOX 燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備として、<u>工程室放射線計測設備を設ける設計とする。閉工①-1</u></p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。閉工①-2</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材により MOX 粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中の MOX 粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。閉工①-3</p>	<p>(c) 工程室放射線計測設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、<u>代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。閉工①-1</u></p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。閉工①-2</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、<u>代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材により MOX 粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中の MOX 粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。閉工①-3</u></p>	<p>③ 工程室放射線計測設備</p> <p>a. 概要 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。③</p> <p>b. 系統構成及び主要設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、<u>代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な設備として、工程室放射線計測設備を設ける。閉工①-1</u></p> <p>(a) 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、<u>工程室放射線計測設備を使用する。閉工①-1</u></p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。③</p> <p>(b) 主要設備 工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材により MOX 粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中の MOX 粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（18 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 必要な仕様として計測範囲について追記した。</p>	<p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。閉工①-4</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。閉工②</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉工③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。閉工④-1</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに、十分な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉工④-2</p>	<p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。閉工①-4</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。閉工②</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉工③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。閉工④-1</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。閉工④-2</p>	<p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。③</p> <p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。④</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。③</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。④</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ. (ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。④</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。③</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。①, ③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（19 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.2. 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉工⑤-1</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉工⑤-2</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。閉工⑤-3</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。閉工⑤-4</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。閉工⑤-5</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「ロ.(ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉工⑤-1</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。閉工⑤-2</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。閉工⑤-3</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉工⑤-4</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。閉工⑤-5</p>	<p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備））（20 / 20）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                      詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。閉工⑥-1</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。閉工⑥-2</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。閉工⑥-3</p>	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。閉工⑥-1</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。閉工⑥-2</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。閉工⑥-3</p>	<p>(e) 操作性の確保                      基本方針については、「イ.                      (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。                      ◇④</p> <p>d. 主要設備の仕様                      工程室放射線計測設備の主要設備を添5第33表に、工程室放射線計測設備の系統概要図を添5第42図に示す。◇①、◇②                      また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第34表に示す。                      ◇①</p> <p>e. 試験・検査                      基本方針については、「イ.                      (ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。                      ◇④</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。◇③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。                      ◇③</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。◇③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (1 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 文章の適正化 (主語の追記)</p> <p>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備 閉火①、閉消①</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p> <p>(閉火②から⑦、閉消②から⑥は技術基準規則第三十条への適合方針)</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.1 火災防護設備</p> <p>7.1.2 重大事故等対処設備</p> <p>7.1.2.1 代替火災感知設備</p> <p>MOX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替火災感知設備を設ける設計とする。閉火①-1</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 設工認において代替感知設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>① 構造</p> <p>b. 重大事故等対処設備</p> <p>(a) 代替火災感知設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。閉火①-1</p> <p><b>【「等」の解説】</b> 「核燃料物質等」については事業許可基準規則及び技術基準規則に基づく用語として「等」のままとした。(以下同じ)</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。閉火①-2</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設</p> <p>(イ) 非常用設備</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>③ 重大事故等対処設備</p> <p>a. 代替火災感知設備</p> <p>(a) 概要</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。③</p> <p>(b) 系統構成及び主要設備</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失している状態で、万一火災が発生している場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な設備として、代替火災感知設備を設ける。閉火①-1</p> <p>i. 系統構成</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替火災感知設備を使用する。閉火①-1</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。③</p>		

**【凡例】**

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

🗨️：発電炉との差異の理由      🟡：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (2 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求 (外部電源を期待できない場合) の方針は同じであるが, MOX 燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	<p>代替火災感知設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し, 遠隔消火装置による消火の実施を判断するため, 火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて<b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>閉火①-3</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, <b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>閉火①-4</p> <p><b>可搬型グローブボックス温度表示端末は, 乾電池を使用する設計とする。</b>閉火①-5</p> <p><b>火災状況確認用温度表示装置は, 充電電池を使用する設計とする。</b>閉火①-6</p> <p>代替火災感知設備は, 環境条件を考慮することに加え, 内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉火②-1</p> <p>また, 火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに, 静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより, 計測した火災源近傍の温度</p>	<p>代替火災感知設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し, 遠隔消火装置による消火の実施を判断するため, 火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて<b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>閉火①-3</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, <b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>閉火①-4</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが, MOX 燃料加工施設と発電炉にて計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p> <p>代替火災感知設備は, 環境条件を考慮することに加え, 内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉火②-1</p> <p>また, 火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに, 静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより, 計測した火災源近傍の温度</p>	<p>ii. 主要設備</p> <p>代替火災感知設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し, 遠隔消火装置による消火の実施を判断するため, 火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて<b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>③</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, <b>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</b>③</p> <p>可搬型グローブボックス温度表示端末は, 乾電池を使用する設計とする。閉火①-5</p> <p>火災状況確認用温度表示装置は, 充電電池を使用する設計とする。閉火①-6</p> <p>(c) 設計方針</p> <p>i. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については, 「イ. (ハ) (1) ① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。④</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は, 共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに, 燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。③</p>	<p>2.1 計測装置等</p> <p>2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 <b>重大事故等が発生し, 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして, 原子炉压力容器内の温度, 圧力及び水位, 原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量, 原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度及び酸素濃度, 原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視, 最終ヒートシンクの確保, 格納容器パイパスの監視, 水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</b></p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための<b>パラメータを計測する装置の電源は, 非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において, 代替電源設備として常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 所内常設直流電源設備, 常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</b></p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (3 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 他条文との記載の横並びのため。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。 (以下同じ)</p>	<p>を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。閉火②-2</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。閉火②-3</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前 (通常時) の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉火③</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。閉火④-1</p>	<p>を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。閉火②-2</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。閉火②-3</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前 (通常時) の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉火③</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。閉火④-1</p>	<p>代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。③</p> <p>また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。④</p> <p>ii. 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。④</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前 (通常時) の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③</p> <p>iii. 個数及び容量 基本方針については、「イ. (ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。④</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。①, ③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備(火災防護設備)) (4 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 1356 507 1528">【許可からの変更点等】 表現の統一化。(以下同じ)</p> <p data-bbox="181 1766 507 1938">【許可からの変更点等】 対処に用いる際の状況を明確に記載(以下同じ)</p>	<p data-bbox="555 302 1023 527">代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。閉火④-2</p> <p data-bbox="555 562 1023 919">代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。閉火④-3</p> <p data-bbox="555 982 1023 1207">代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉火④-4</p> <p data-bbox="555 1436 1023 1661">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、<u>重大事故等への対処に必要な機能を維持できる設計とする。</u>閉火⑤-1</p> <p data-bbox="555 1696 1023 1976">地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-2</p>	<p data-bbox="1059 302 1528 527"><u>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。</u>閉火④-2</p> <p data-bbox="1059 562 1528 884"><u>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</u>閉火④-3</p> <p data-bbox="1059 982 1528 1207"><u>代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u>閉火④-4</p> <p data-bbox="1059 1436 1528 1661">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。</u>閉火⑤-1</p> <p data-bbox="1059 1696 1528 1948">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-2</p>	<p data-bbox="1558 302 2027 527">代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。③</p> <p data-bbox="1558 575 2027 905">代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。③</p> <p data-bbox="1558 982 2027 1207">代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。③</p> <p data-bbox="1558 1283 2027 1388">iv. 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。④</p> <p data-bbox="1558 1457 2027 1661">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。③</p> <p data-bbox="1558 1696 2027 1892">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u>③</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (5 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 風 (台風) 等の詳細は、「8.2 重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本設計方針では記載しない。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 30条 (重大事故等対処設備) の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」が指す具体的な内容には、全送排風機の停止や全工程の停止及び火災源を有する機器の動力電源の遮断の状態確認 (又は、停止等の操作) も含んでおり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-3</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-4</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。</u>閉火⑤-5</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-6</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-7</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉火⑤-8 また、<u>重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</u>閉火⑤-9</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能<del>を</del>損なわない設計とする。閉火⑤-3</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能<del>を</del>損なわない設計とする。閉火⑤-4</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</u>閉火⑤-5</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能<del>を</del>損なわない設計とする。閉火⑤-6</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管することにより、機能<del>を</del>損なわない設計とする。閉火⑤-7</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、<u>自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>閉火⑤-8</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能<del>を</del>損なわない設計とする。③</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u>③</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能<del>を</del>損なわない設計とする。③</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。③また、<u>上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u>閉火⑤-9</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保</p>		
		<p>【許可からの変更点等】 表現の統一 (以下同じ)</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備(火災防護設備)) (6 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉火⑤-10</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉火⑥-1</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉火⑥-2</p>	<p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉火⑤-10</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉火⑥-1</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉火⑥-2</p>	<p>管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。③</p> <p>v. 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④a. 操作性の確保」に示す。 ④</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。③</p> <p>(d) 主要設備の仕様 代替火災感知設備の主要設備を添5第41表に、代替火災感知設備の系統概要図を添5第56図及び添5第57図に示す。 ①, ② 代替火災感知設備の機器配置概要図を添5第59図(1)及び添5第59図(2)に示す。② また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第43表に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を添5第58図に示す。①, ②</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (7 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                      詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉火⑦-1</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。閉火⑦-2</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉火⑦-1</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。閉火⑦-2</p>	<p>(e) 試験・検査                      基本方針については、「イ. (ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。                      ◇④</p> <p>代替火災感知設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。◇③</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。◇③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備(火災防護設備)) (8 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 文章の適正化(主語の追記)</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において代替消火設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> <p>【「等」の解説】 「消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等」の内容である消火剤の流路を構成する部分については、申請対象設備として仕様表及び添付書類にて明確化して示すことから、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>7.1.2.2 代替消火設備</p> <p>MOX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替消火設備を設置する設計とする。閉消①-1</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。閉消①-2</p>	<p>(b) 代替消火設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。閉消①-1</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。閉消①-2</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。②</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に示す。②</p>	<p>b. 代替消火設備</p> <p>(a) 概要</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。④</p> <p>(b) 系統構成及び主要設備</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失している状態で、万一火災が発生している場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な設備として、代替消火設備を設ける。閉消①-1</p> <p>i. 系統構成</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替消火設備及び所内電源設備の一部を使用する。④</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。④</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。④</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3)②d. 系統構成」に示す。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (9 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="201 821 498 1178">【許可からの変更点等】 「盤等」は、盤自体の他、弁の駆動源など弁の開放に必要な機器の総称として示した記載であり、その内容により当該箇所の基本設計方針（弁を直接の手動操作で開放可能とすること）に変更が生じるものではないため、許可の記載のままとした。</p> <p data-bbox="201 1482 498 1577">【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化（以下同じ）</p>	<p data-bbox="555 331 1012 848">代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。閉消①-3</p> <p data-bbox="555 884 1012 1297">中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。閉消①-4</p> <p data-bbox="555 1367 1012 1528">代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。閉消①-5</p> <p data-bbox="555 1564 1012 1726">代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。閉消①-6</p> <p data-bbox="555 1761 1012 1923">代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。閉消①-7</p>	<p data-bbox="1059 331 1516 848"><u>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。閉消①-3</u></p> <p data-bbox="1059 884 1516 1297"><u>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。閉消①-4</u></p> <p data-bbox="1059 1367 1516 1528"><u>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。閉消①-5</u></p> <p data-bbox="1059 1564 1516 1705"><u>遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。閉消①-6</u></p> <p data-bbox="1059 1761 1516 1923"><u>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。閉消①-7</u></p>	<p data-bbox="1558 304 2021 856">ii. 主要設備 代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。④</p> <p data-bbox="1558 892 2021 1325">中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスポンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスポンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができる。④</p> <p data-bbox="1558 1360 2021 1535">代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。④</p> <p data-bbox="1558 1570 2021 1711">遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。④</p> <p data-bbox="1558 1747 2021 1921">代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (10 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。閉消②-1</p> <p>また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉消②-2</p> <p>さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器管体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。閉消②-3</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉消③-1</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。閉消②-1</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉消②-2</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器管体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。閉消②-3</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉消③-1</p>	<p>(c) 設計方針</p> <p>i. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。⑤</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。④</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。④</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器管体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。④</p> <p>ii. 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。⑤</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (11 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。閉消④-1</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉消④-2</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-1</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-2</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、<u>全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする</u>とともに、<u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できるよう9系列有する</u>①設計とする。閉消④-1</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、<u>火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u>閉消④-2</p> <p>代替消火設備は、<u>耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-1</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消化剤を放出する系統に係る設備は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-2</p>	<p>iii. 個数及び容量 基本方針については、「イ. (ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。⑤</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。①,④</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。④</p> <p>iv. 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。⑤</p> <p>代替消火設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで<u>その機能を損なわない設計とする。</u>④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備(火災防護設備)) (12 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-3</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、<u>被水防護する設計とする。</u>閉消⑤-4</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-5</p> <p>内的事象を要因とする<u>重大事故等</u>が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉消⑤-6</p> <p>また、<u>重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</u>閉消⑤-7</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。閉消⑤-8</p>	<p><u>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-3</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u>閉消⑤-4</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、<u>内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-5</p> <p><u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>閉消⑤-6</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。</u>閉消⑤-8</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。④</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置等することにより、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。④また、<u>上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u>閉消⑤-7</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は中央監視室で操作可能な設計とする。④</p> <p>v. 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④a. 操作性の確保」に示す。⑤</p> <p>(d) 主要設備の仕様 代替消火設備の主要設備を添5第42表(1)に、代替消火設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第42表(2)に、代替消火設備の系統概要図を添5第56図及び添5第57図に示す。①③</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (13 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                  詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。閉消⑥-1</u></p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。閉消⑥-2</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。閉消⑥-3</p>	<p>代替消火設備は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉消⑥-1</u></p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。閉消⑥-2</u></p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。閉消⑥-3</u></p>	<p>代替消火設備の機器配置概要図を添5第59図(1)及び添5第59図(2)に示す。③</p> <p>(e) 試験・検査                  基本方針については、「イ.(ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。⑤</p> <p>代替消火設備は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。④-1</u></p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。④</u></p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。④</u></p>		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（共通項目））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉共 ①	核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し，飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備の概要	技術基準規則（第 33 条）の要求事項を受けている内容	1 項 1 号	—	a
閉共 ②	核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備の概要	技術基準規則（第 33 条）の要求事項を受けている内容	1 項 2 号	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
—	—	—			—
3. 事業変更許可申請書の添五のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
◇①	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）の記載と重複する内容であるため，記載しない。			—
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書				

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉外 ①	放出経路の遮断をするために必要な設備設計	技術基準規則（第 33 条）の要求事項を受けている内容	1 項 1 号	—	a, b
閉外 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 2 項) (30 条 3 項 6 号)	—	d
閉外 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 6 号)	—	d
閉外 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 1 号)	—	a, c
閉外 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 2 号) (30 条 1 項 7 号) (30 条 3 項 3 号)	—	d
閉外 ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 3 号)	—	d
閉外 ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 4 号)	—	d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。			a
②	他条文で展開する事項（第 36 条）	第 36 条電源設備にて説明する内容であるため，記載しない。			—

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
②	他条文で展開する事項（第 36 条）	第 36 条電源設備にて説明する内容であるため、記載しない。	—
③	系統図等	添付書類の系統図、配置図、構造図等にて記載する内容であるため、記載しない。	e
④	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
⑤	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書		
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 代替グローブボックス排気設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉グ ①	閉じ込める機能の回復をするために必要な設備設計	技術基準規則（第33条）の要求事項を受けている内容	1項2号	—	a, b
閉グ ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条3項6号)	—	d
閉グ ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項6号)	—	d
閉グ ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項1号)	—	a, c
閉グ ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項2号) (30条1項7号) (30条3項3号)	—	d
閉グ ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項3号) (30条1項5号) (30条3項1号)	—	d
閉グ ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項4号)	—	d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a		
②	他条文で展開する事項（第36条，第37条）	第36条電源設備，第37条監視測定設備にて説明する内容であるため，記載しない。	—		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの方針			
No.	項目	考え方	添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
②	他条文で展開する事項（第 36 条、第 37 条）	第 36 条電源設備、第 37 条監視測定設備にて説明する内容であるため、記載しない。	—
③	系統図等	添付書類の系統図、配置図、構造図等にて記載する内容であるため、記載しない。	e
④	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
⑤	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書		
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 工程室放射線計測設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉工 ①	核燃料物質等の回収をするために必要な設備設計	技術基準規則（第 33 条）の要求事項を受けている内容	1 項 1 号	—	b
閉工 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 3 項 6 号)	—	d
閉工 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 6 号)	—	d
閉工 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 1 号)	—	a, c
閉工 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 2 号) (30 条 3 項 3 号)	—	d
閉工 ⑥	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第 30 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 33 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30 条 1 項 4 号)	—	d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a		
②	系統図等	添付書類の系統図，配置図，構造図等にて記載する内容であるため，記載しない。	e		
③	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため，記載しない。	—		
④	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが，基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	d		

4. 添付書類等	
No.	書類名
a	仕様表
b	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図



設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（火災防護設備 代替火災感知設備））

1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉火 ①	火災の確認をするために必要な設備設計	技術基準規則（第33条）の要求事項を受けている内容	1項1号	—	b
閉火 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条2項) (30条3項6号)	—	d
閉火 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項6号)	—	d
閉火 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項1号)	—	a, c
閉火 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項2号) (30条3項3号)	—	a, d
閉火 ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項3号) (30条3項1号)	—	d
閉火 ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項4号)	—	d

2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの方針			
No.	項目	考え方	添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
②	系統図等	添付書類の系統図、配置図、構造図等にて記載する内容であるため、記載しない。	e
③	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
④	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書		
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（火災防護設備 代替消火設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉消 ①	火災の消火をするために必要な設備設計	技術基準規則（第33条）の要求事項を受けている内容	1項1号	—	b
閉消 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条2項)	—	d
閉消 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項6号)	—	d
閉消 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項1号)	—	a, c
閉消 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項2号) (30条1項7号)	—	a, d
閉消 ⑥	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第33条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項4号)	—	d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。			a
②	他条文で展開する事項（第36条）	第36条電源設備にて説明する内容であるため，記載しない。			—

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
②	他条文で展開する事項（第 36 条）	第 36 条電源設備にて説明する内容であるため、記載しない。	—
③	系統図等	添付書類の系統図、配置図、構造図等にて記載する内容であるため、記載しない。	e
④	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
⑤	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書		
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第1章 共通項目 4. 閉じ込める機能 4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 露出したMOX粉末を取り扱い、大気源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）には、重大事故の拡大を防止するために必要な閉じ込める重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言													
2	MOX燃料加工施設には、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するため、核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するとともに、核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言													
3	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備は、代替火災感知設備、代替消火設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成する。	機能要求①	○	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	代替火災感知設備 代替消火設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 工程室放射線計測設備			V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として、代替火災感知設備、代替消火設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し、各設備に係る基本方針について、説明する。						
4	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を速やかに確認するとともに、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を速やかに消火するために必要な重大事故等対処設備として、代替火災感知設備及び代替消火設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○		基本方針			V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.1火災の消火に使用する設備	【2.1.1 火災の消火に使用する設備】 ・火災の消火に使用する設備である代替火災感知設備及び代替消火設備の基本方針について、説明する。						
5	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内において火災が発生及び継続した場合、火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及び工程室内の気相に移行し、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備が外部への放出経路となり得ることから、速やかに放出経路を遮断するために必要な重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言													
6	核燃料物質等の回収については、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認した後に実施するものとし、回収作業時のMOX粉末の舞い上がりを考慮してサイクロン集塵機等の設備は用いず、クニス等の窒機によりMOX粉末を回収することから、核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備は設けない。ただし、回収作業に着手する判断として、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○		基本方針			V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.3 核燃料物質等の回収に使用する設備	【2.1.3 核燃料物質等の回収に使用する設備】 【2.1.3 (1) 工程室放射線計測設備】 ・工程室放射線計測設備に係る基本方針について、説明する。						
7	核燃料物質等を閉じ込める機能の回復は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排気機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット等をグローブボックス排気設備に接続し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保する。これらの可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言													

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
8	第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.2 重大事故等対応設備 (1) 外部放出抑制設備	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲	-	-	-	-	-	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲
9	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備		-	-	-	-	-	○	-	-	基本方針	-	3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	
10	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対応設備として位置付け、重大事故の発生を仮定するグローブボックスから外部へのMOX粉末の放出経路を遮断する設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲	-	-	-	-	-	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲
11	外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する際の手動操作により駆動力源の要素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	-		設計方針（系統構成）			-	-	-	-	-	○	-	-			グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	
12	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ	設計方針（系統構成）			-	-	-	-	-	○	-	-			グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	
13	上記のダンパの閉止が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	33条1項1号	-	追加混合装置Aグローブボックスプレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置Bグローブボックスプレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（系統構成）			-	-	-	-	-	○	-	-	<主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率		V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.2 重大事故等対応設備 (1) 外部放出抑制設備	冒頭宣言												
9	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言												
10	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対応設備として位置付け、重大事故の発生を仮定するグローブボックスから外部へのMOX粉末の放出経路を遮断する設計とする。	冒頭宣言												
11	外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する際の手動操作により駆動動力源の要素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス									
12	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス									
13	上記のダンパの閉止が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス								<核物質等取扱 ボックス> ・漏れ率	



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	また、上記のダンパの閉止によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	-	【機能要求②】 可搬型ダンパ出口風速計	-	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲  V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1 外部放出抑制設備	【3.2.1 外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に關し、以下の観点について、説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法、運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理、計測範囲	-	-	-	-	-	-
15	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する遠の手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	重大事故の発生を想定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遠程装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	<核物質等取扱ボックス> ・漏れ率	-	-	-	-	-	-	-	-
18	外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の遮断する手段については、中央監視室に設置する遠の手動操作により駆動動力源の電源を供給することによって閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排気機入口手動ダンパ及び工程室排気機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
20	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	第1回申請				第2回申請							
			自条文	他条文						説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
21	外部放出抑制設備の可搬型タンバ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	可搬型タンバ出口風速計	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
22	外部放出抑制設備の可搬型タンバ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるタンバ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。検査数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	30条1項1号	可搬型タンバ出口風速計	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
23	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	-	30条1項1号	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型タンバ出口風速計	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠及び可搬型タンバ出口風速計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	
24	外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型タンバ出口風速計	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	
25	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型タンバ出口風速計は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	
26	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる材料で構築し設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（環境条件等） (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンバ 工程室排風機入口手動ダンバ 工程室排気停止ダンバ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
21	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	
22	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。検査数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠及び可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	
23	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	
24	外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-	
25	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	第2回申請と同一	-	-	-	-	-	-	-	
26	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
27	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	可搬型ガンバ出口風速計	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ガンバ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、防水防護する設計とする。	運用要求	-	30条1項2号	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
29	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気ダクト(SA) 工程室排気ダクト(SA) グループボックス給気フィルタ(耐震5クラス) グループボックス排気フィルタ(耐震5クラス) グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気機入口手動ダンバ 工程室排気機入口手動ダンバ グループボックス排気閉止ダンバ 工程室排気閉止ダンバ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	
30	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備のグループボックス排気閉止ダンバ及び工程室排気閉止ダンバは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	-	30条1項2号	グループボックス排気閉止ダンバ 工程室排気閉止ダンバ 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備)) 基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気閉止ダンバ 工程室排気閉止ダンバ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	
32	外部放出抑制設備のグループボックス排気機入口手動ダンバ、工程室排気機入口手動ダンバ、グループボックス排気閉止ダンバ及び工程室排気閉止ダンバは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、継ぎ目の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない高くなる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	30条1項7号	グループボックス排気機入口手動ダンバ 工程室排気機入口手動ダンバ グループボックス排気閉止ダンバ 工程室排気閉止ダンバ	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気機入口手動ダンバ 工程室排気機入口手動ダンバ グループボックス排気閉止ダンバ 工程室排気閉止ダンバ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	
33	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、継ぎ目の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない高くなる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。また、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に再汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	-	30条3項3号	可搬型ガンバ出口風速計	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気ダクト(SA) 工程室排気ダクト(SA)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ガンバ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ガンバ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、防水防護する設計とする。	運用要求	-	-	-	第2回申請と同一	-	-	-	-	-	-	-	-
29	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	手備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
30	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
31	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンバ及び工程室排気閉止ダンバは、自然現象、人為事象、漏水、火災及び内部発生飛散物に対して設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ガンバ、工程室排風機入口手動ガンバ、グローブボックス排気閉止ダンバ及び工程室排気閉止ダンバは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。また、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に再放射が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型ガンバ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文						申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
34	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項3号	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	
35	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末装置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
36	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
37	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、漏圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
38	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、目視確認、機械入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	(2) 代替グローブボックス排気設備 MOX燃料加工施設は、核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項2号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
40	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	33条1項2号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンプ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンプ出口風速計	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-
35	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
36	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、圧力の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、目視確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンプ出口風速計	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
39	(2) 代替グローブボックス排気設備 MOX燃料加工施設は、核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備(2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備(2項変更②)	申請対象設備(1項新規①)	仕様表
41	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を想定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保する設計とする。	冒頭宣言	33条1項2号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
42	代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排気機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMXX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項2号	-	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
43	代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気を排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項2号	-	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
44	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動する設計とする。	機能要求①	33条1項2号	-		設計方針(系統構成)			-	-	-	-	-	-	-		
45	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに設置するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	30条3項6号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-		
46	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンク操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
47	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて因替等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-	30条1項6号	施設共通 基本設計方針	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の電巻による悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を想定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保する設計とする。	冒頭宣言				第2回申請と同一								
42	代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排気機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMXX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	<核物質等取扱ボックス> ・漏れ率 <主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率								
43	代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気を排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	<核物質等取扱ボックス> ・漏れ率 <主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率 <ファン> ・容量 ・原動機	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率						
44	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	-								
45	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに設置するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。						
46	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。						
47	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて防護等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の電巻による悪影響についての考慮を説明する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
48	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、副転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MIX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	30条1項1号	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	-	30条1項1号	可搬型フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	-	30条1項1号	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置B(グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。
52	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
53	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置B(グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（環境条件等） (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、副転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
49	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量をする設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	<ファン> ・容量 ・原動機 <フィルタ> ・効率	-	-	-	-	-	-	-	-
50	また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	○	-	可搬型フィルタユニット	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
51	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	第2回申請と同一	-	-	-	-	-	-	-	-
53	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	第1回申請				第2回申請				
			自条文	他条文						申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。又は風(台風)及び電磁波に対して、風(台風)及び電磁波による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	-	30条1項2号	可搬型ダクト 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備)) 基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	運用要求	-	30条1項2号	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震5クラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震5クラス)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	
58	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、継ぎ目の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	30条1項7号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト(SA)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋。第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
55	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。又は風（台風）及び電磁に対して、風（台風）及び電磁による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	○	-	可搬型ダクト 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
56	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、泄水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	運用要求	-	-	第2回申請と同一		-	-	-	-	-	-	-	-
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	-	均一化混合装置グローブボックス 遠程装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	-	-	-	-	-	-
58	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋。第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、継量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
61	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、搬送率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない難燃若しくは難燃した場所での操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	-	30条3項3号	可搬型排気機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
62	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項3号	グローブボックス排気ダクト(SA) 可搬型ダクト	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性 【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。
63	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	-	30条1項5号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性 【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。
64	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	-	30条3項1号	可搬型ダクト	設計方針(操作性の確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 運転装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加用混合装置A(プレス部)グローブボックス 追加用混合装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
66	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換気率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない風なる気流若しくは離れた場所での操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-
62	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-	-
63	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-
65	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末装置・混合装置グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
66	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
67	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、動作確認が可能な設計とする。また、当該機能を確実に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
68	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	○	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト(SA)	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
69	(3) 工程室放射線計測設備 MOX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認するために必要な放射性物質等の回収に使用する重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針												
70	工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 核燃料物質等の回収に使用する設備 3.3.1 工程室放射線計測設備	【3.3.1 工程室放射線計測設備】 工程室放射線計測設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 - 工程室放射線計測設備の構成、運用方針 - アルファ・ベータ線用サーベイメータの測定原理、計測範囲										
71	工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンブラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(系統構成)												
72	可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(系統構成)												
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことを燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	30条3項6号	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。										
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を確実に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
68	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	(3) 工程室放射線計測設備 MOX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 核燃料物質等の回収に使用する設備 3.3.1 工程室放射線計測設備	【3.3.1 工程室放射線計測設備】 工程室放射線計測設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工程室放射線計測設備の構成、運用方針 ・アルファ・ベータ線用サーベイメータの測定原理、計測範囲	-	-	-	-	-	
71	工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンブラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	
72	可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
75	工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラは、工室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電電池を有する設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	30条1項1号	可搬型ダストサンブラ	設計方針(個数及び容量)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工室放射線計測設備の電源容量、個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	工室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに、十分な容量の充電電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	30条1項1号	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(個数及び容量)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設設計」に基づき設計することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、塵(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	運用要求	-	30条1項2号	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での設置による影響を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	工室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での設置による影響を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求	-	30条3項3号	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請									
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
75	工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工務室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	工務放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工務室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有する設計とする。また、十分な容量の充電電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工務放射線計測設備の個数の取扱い及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、塵(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 b. 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	工務放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	工務室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(試験・検査性)													
83	工務室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	可搬型ダストサンブラ	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。											
84	工務室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機械入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(試験・検査性)													
85	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備 7.1.2 重大事故等対処設備 7.1.2.1 代替火災感知設備 MW(燃料)加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針													
86	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針													
87	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替火災感知設備の系統構成 ・感知器を設置する火災を想定するグローブボックスの対象 ・感知器の測定原理、計測範囲、設置場所に関する仕様 ・想定される火災規模での感知器の確認試験結果											
88	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(系統構成)													

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
84	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備 7.1.2 重大事故等対処設備 7.1.2.1 代替火災感知設備 WJ燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
87	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替火災感知設備の系統構成 ・感知器を設置する火災を想定するグローブボックスの対象 ・感知器の測定原理、計測範囲、設置場所に関する仕様 ・想定される火災規模での感知器の確認試験結果	-	-	-	-	-	
88	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文						申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
89	可搬型グローブボックス温度表示端末は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）													
90	火災状況確認用温度表示装置は、充電電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（系統構成）													
91	代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	-	30条2項	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮												
92	また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	-	30条2項	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮												
93	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	30条3項6号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備												



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	可搬型グローブボックス温度表示端末は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	火災状況確認用温度表示装置は、充電電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
92	また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
93	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
94	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	火災状況確認用温度計	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	-	30条1項1号	火災状況確認用温度計	設計方針（個数及び容量）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	30条1項1号	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（個数及び容量）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	-	30条1項1号	可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替火災感知設備の電源容量、個数の根拠及び火災状況確認用温度計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	-	30条1項1号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を維持できる設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前(通常時)の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
95	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲	-	-	-	-	-	-	-	-
96	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替火災感知設備の電源容量、個数の根拠及び火災状況確認用温度計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
97	代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型グループボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を維持できる設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	第1回申請				第2回申請			
			自条文	他条文						申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
100	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前掲設計」に基づき設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(環境条件等) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	-	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備) 基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
106	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、漏水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	-	30条1項2号	火災状況確認用温度表示装置 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等) (常設重大事故等対処設備) 基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、漏水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、継ぎ目の高くなるおそれのない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	-	30条3項3号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等) (重大事故等対処設備の設置場所)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
100	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前掲設計」に基づき設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準等において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
101	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
102	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
103	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末 施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 火災状況確認用温度計	<計測装置> ・溢水防護上の 配慮が必要な高さ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
104	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所を設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
105	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
106	内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
107	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文(社内管理欄)		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
108	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項3号	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
109	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができ、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	-	30条3項1号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
112	7.1.2.2 代替消火設備 MIX燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	
113	代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する管路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	33条1項1号	-	基本方針	基本方針	3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	-	遠隔消火装置	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	遠隔消火装置	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	遠隔消火装置	設計方針(装置構造)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	遠隔消火装置	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	-	遠隔消火装置	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方(火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等) ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
108	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	-	-	-	-	-	-	
109	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
110	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 2. 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	
111	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	-	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	-	-	-	-	-	-	
112	7.1.2.2 代替消火設備 MMA燃料加工施設は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	
113	代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する管路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	-	-	-	-	-	-	-	-
114	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
115	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量、オイルパン面積、開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確認試験結果	-	-	-	-	-	-	
116	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	-	-	-	-	-	-	-	
117	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
118	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
119	代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の手動操作により圧力を充満する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求①	-	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用室内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	-	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機殻全体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グループボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグループボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	-	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122	代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	30条1項6号	遠隔消火装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全滅放出方式の場合は消防法施行規則第99条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	-	30条1項1号	遠隔消火装置	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
124	代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグループボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	-	30条1項1号	遠隔消火装置	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
119	代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する監視の自動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の自動操作により圧力を充満する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
120	また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用室内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
121	さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局部的に消火剤を放出又はオイルパンを内蔵する機器本体に対して局部的に消火剤を放出する設計とすることで、グループボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグループボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
122	代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
123	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全滅放出方式の場合は消防法施行規則第94条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	遠隔消火装置	<容器> ・容量 <主配管> ・外径・厚さ	V-1-1-3 設備別記載事項の説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
124	代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグループボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の説明書	・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
125	代替消防設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するクローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる代替消防設備の遠隔消火装置のうち弁の自動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
127	代替消防設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工棟内に設置し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	30条1項2号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	代替消防設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	-	30条1項2号	遠隔消火装置 施設共通 基本設計方針	設計方針（環境条件等） 基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	代替消防設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる代替消防設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する壁の自動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	-	30条1項2号	遠隔消火装置 施設共通 基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	代替消火設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するクローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
127	代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
128	代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	-	遠隔消火装置 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
129	代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
130	内部的要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	遠隔消火装置 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	-	30条1項7号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
132	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
133	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
134	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、搬量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-
132	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
133	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
134	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回次で記載しない項目

令和4年7月13日 R0

## 別紙 3

# 基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

令和4年7月13日 R0

## 別紙 4

# 添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

令和4年7月13日 R O

## 別紙 5

### 補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。



## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。